

大東亞省の昭和十八年度滿洲開拓民

送出計畫要綱の決定

さきに関連決定を見たる滿洲開拓民送出の第二期五ヶ年計畫要綱については本欄既報の如くであるが、その第二年度たる昭和十八年度の實施要綱については昭和十七年十一月新設の大東亞省に於て左の如く決定發表せられた

昭和十八年度滿洲開拓民實施に

關する件

第一、方針

昭和十八年度に於ける滿洲開拓民の送出竝に之が實施に附帶する諸事項に就いては先に閣議で決定した滿洲開拓第二期五ヶ年計畫要綱に基きその第二年度としての事業の實行を圖るものとするも勞務、資金、輸送資材等各般の情勢に照應し具體的にその員數竝に各般の事項を策定するものとす

第二、要領

(一) 昭和十八年度に送り出す開拓民及び青年義勇隊の員數は左の如くすること

1. 開拓民 新規一五、〇〇〇戸(外に既定計畫に基くもの四、六八〇戸)

2. 青年義勇隊 一五、〇〇〇人昭和十八年度においてには特に左記項目につき改善刷新を圖ること

(二) 開拓民は二ヶ年以内に充實完了するものとし、二ヶ年にて充實を完了する開拓團の送出年度割は概ね初年度六割(先遣隊を含む)次年度四割とすること

(三) 集團開拓團は五十戸以上にて構成するものとし集合開拓團は之を廢止する

(四) 開拓團構成計畫の責任主體を市町村又は市町村の聯合體(場合により商工會議所又は郡農會を活用するものとす)とし各種補助金は綜合物に責任主體に交付すること

(五) 青年義勇隊訓練生の保護關係施設竝に保健衛生施設を充實すること

(六) 青年義勇隊訓練本部の借入金の償還につき考慮すること

(七) 女子青年の進出を促進すべき方策を講じ所要施設を整備充實すること

(八) 開拓團及び青年義勇隊指導員制度の刷新改善を圖り之が待遇改善を爲すこと

(九) 開拓地の建設を促進せしむるため入植適地調査を開拓民入植前々年度に完了しておくこととし昭和十年年度においては昭和十九、二十年年度入植所要地區の調査を實施すること

(十) 改良農法に依る積極的營農方法の指導普及に努むること

1. 北海道農法に依る改良農具の普及徹底を圖るため少くとも既入植開拓民五〇戸につき一組の割合をもつて之が交付を圖ること

2. 昭和十八年度以降入植する開拓民に對しては當初より改良農法を實施せしむる如く營農指導をなし且つ之に要する農具の整備を圖ること

3. 改良農法の積極的普及を圖るためこれが傳習機關として北方農業技術傳習所を設置し指導員、義勇隊及び一般開拓民中心となるべき人物に對しこ

れが技術の傳達を努むること

4. 開拓地營農の進展を圖るため日本馬を移植すると共に飼養管理の改善竝に病虛弱馬の保護の萬全を期すること

(十一) 開拓民及び青年義勇隊に對する訓練費、渡航費竝に開拓地施設費補助等については近時の物動事情等を參酌してこれが單價の引上げにつき考慮すること

(十二) 開拓保健團を設立し開拓地醫療機關を整備擴充すると共に豫防及び保健衛生施設の萬全を期すること

大東亞省の調による滿洲集團開拓農民及び集合開拓農民の第一次以降選出戸數竝に青少年義勇軍の内原入所人員を掲ぐれば左の如くである。

因に、集團開拓農民は昭和七年にその第一次選出を行つてより昭和十五年を以つて第十次を送出を了へ、現在昭和十七年度第十一次送出計畫を實行中である。

又、集合開拓農民とは分村を主體とする右集團開拓農民とは別に各村より集合送出せらるるもので最近に初まるものである。

左表數字は既に本誌本欄所報のものもあるが、(第二卷第七號參照)完全送出に概ね三ヶ年を要するための爾後の追加がある爲め、茲に第一次以降をも一括再掲することとする。

滿洲集團及び集合開拓農民送出戸數

竝に青少年義勇軍内原入所人員調

集團開拓農民府縣別送出戸數調 (昭和十七年三月末現在、但し第十一次に付ては計書戸數を掲ぐ)

茨城	三六	二七	四二	八七	四一	一九	四三	七六	一〇〇
栃木	三〇	一七	二七	二四	四〇	二八	四七	一〇〇	一〇〇
群馬	四九	一七	三七	三三	三六	二七	六五	一〇六	一〇〇
埼玉	一七	一三	二七	三四	一九	三六	一八	二八	一〇〇
千葉	一七	一三	二七	三四	一九	三六	一八	二八	一〇〇
東京	一三	一三	二七	三五	二六	三三	一三	一九	一〇〇
神奈川	一九	一三	二七	三四	一九	三六	一八	二八	一〇〇
新潟	四〇	一九	三二	三三	一九	二九	二四	二九	一〇〇
富山	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
石川	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
福井	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
山梨	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
長野	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
岐阜	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
静岡	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
愛知	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
三重	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
青森	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
岩手	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
宮城	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
秋田	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
山形	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇
福島	一五	一四	二二	二五	一六	一九	一四	一四	一〇〇

滋賀	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
京都	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大阪	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
兵庫	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奈良	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
和歌山	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鳥取	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
島根	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
岡山	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
広島	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
山口	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
徳島	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
香川	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
愛媛	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
高知	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
福岡	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佐賀	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
長崎	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
熊本	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大分	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
宮崎	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鹿児島	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
沖繩	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其ノ他	一三	一五	三七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

集合同拓農民府縣別送出戸數調

(昭和十七年三月末現在)

第一次 第二次 計

青森	130	175	405
岩手	65	50	115
宮城	150	100	250
秋田	100	25	125
山形	240	150	390
福島	80		80

石川			
福井			
山梨	50	50	100
長野	250	50	300
岐阜	280	150	430
静岡	300	100	400
愛知			
三重			

廣島			150
山口			150
徳島			
香川			
愛媛	300		300
高知	150		150
福岡			
佐賀	500		500
長崎			
熊本	800	150	950
大分	1050		1050
宮崎			
鹿兒島	500	500	1000
沖繩	1500	500	2000
其ノ他		150	150

茨城			
栃木			
群馬	500		500
埼玉	500		500
千葉	500		500
東京	840	500	1340
神奈川	101	150	251

滋賀			
京都	300	500	800
大阪			
兵庫			
奈良	500		500
和歌山	900		900
鳥取	850	500	1350
島根			
岡山			

茨城	627	320	167	289	182	1585
栃木	490	296	344	471	443	2044
群馬	623	175	93	319	184	1394
埼玉	477	128	206	490	175	1466
千葉	199	109	76	98	218	600
東京	248	205	229	286	306	1264
神奈川	87	72	38	33	53	283
新潟	757	331	359	381	299	2127

青少年義勇軍内入所人員一覽表 (自昭和十三年度至昭和十七年度)

區分 昭和十三年度 昭和十四年度 昭和十五年度 昭和十六年度 昭和十七年度 計

北海道	669	248	44	19	0	980
青森	378	108	178	233	240	1127
岩手	561	125	92	331	319	1429
宮城	836	168	155	118	239	1506
秋田	555	83	29	102	203	973
山形	1101	371	302	492	562	2928

富山	三九一	二二二	二二六	二五〇	三五	一、一三四	岡山	六三九	二二二	一三八	二三四	二四〇	一、四七二
石川	一、〇一八	三〇〇	二七六	二六一	一五三	二、〇一〇	廣島	六二七	三八九	五〇八	七六二	八八七	三、一六三
福井	三二五	一七八	二九三	二二三	二四〇	一、二五九	山口	二七一	一九七	三六二	五二四	四八四	一、八三八
山梨	三九三	一〇三	一九六	二九二	三〇二	一、二八六	徳島	三七一	一一三	一〇七	四六七	三五〇	一、四〇八
長野	一、四九九	六八二	六三八	八一四	九七一	四、六〇四	香川	八三五	一八六	二二一	二九〇	二二一	一、七五三
岐阜	五〇六	二九九	三三〇	四四四	三〇八	一、八八二	愛媛	四一一	二五五	二四四	三二〇	三二六	一、五四六
静岡	四四六	二九六	三四七	五〇九	六四九	二、二四七	高知	三〇八	九〇	七七	一〇一	二七三	八五〇
愛知	三六〇	二九八	二〇二	二二九	一一三	一、二二二	福岡	二五八	一四四	一〇五	一〇三	二〇二	八二二
三重	二四八	一八八	二二〇	二三四	一一一	九一一	佐賀	八九八	七三	二二	九八	八二	一、一七四
滋賀	二六四	一七五	一〇八	二八五	一一二	九五四	長崎	六五二	一五三	一〇二	九七	五六	一、〇六〇
京都	三二五	二五一	一三〇	二二八	一九六	一、一三〇	熊本	一、〇三九	二二三	三〇七	四一五	一六九	二、一六三
大阪	一九八	二二五	三二一	二七六	三四二	一、三六四	大分	五六七	一三一	八〇	一六七	二五七	一、一〇一
兵庫	四〇九	二二三	二二三	二四二	一五三	一、二四九	宮崎	二八七	一〇一	二三八	二〇〇	二七六	一、一〇一
奈良	一一一	七四	一二七	一七六	三〇三	八〇一	鹿兒島	九五六	一六八	一八〇	一六四	八五	一、五五三
和歌山	四二六	一二九	八八	一四二	三五七	一、一四二	沖繩	一九五	一〇一	七四	五七	七三	五〇〇
鳥取	三三九	一四七	三二八	四四四	四三八	一、六六六	計	三、四三六	九、五〇八	九、六八八	一、三、三三五	一、三、六三一	六、九、四五七
島根	二二二	一一四	二七八	一八四	二〇三	九九五							

帝國農會の農林大臣諮問に對する答
申竝に附帶建議

昭和十七年十一月開催せられたる帝國農會通常總會は同會に對する農林大臣の諮問「現下の情勢に即應し農業の維持培養上採るべき方策如何」に對し左の如き答申を議決、又農業團體統合促進その他に關する建議をも行つたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

農林大臣諮問に對する答申

農村をして愈、主要食糧の國內自給力を増強し大和民

族の剛健なる培養基地たるの本領を發揮せしめ以て大東亞建設の秀拔なる推進力たらしむるの方途は矜持と熱情とを以て農業に従事し進んで他と協力之を指導し得るが如き家族勞作專業農家の育成保持に努むると共に之を中核とせる健全にして調和ある農村を建設振興するに在り依て現下の情勢に即應し農業の維持培養を期する爲には左記を根幹とせる施策を綜合的に樹立實行するを適當なりと認む

- 一、家族勞作專業農家の育成保持(一)自作農創設維持事業を徹底的に擴充すると共に小作料その他小作關係を適正ならしむること(二)農業立地條件に即應し

且つ適正なる自給をなし得る健全なる經營組織を確立すること(三)經營規模の調整、家畜並に農機具の導入を爲すと共に個別經營の基礎の上にこれと有機的關聯を持つ共同作業その他共同施設の擴充を圖ること(四)時局に即應せる農家の經營技能の向上を圖ると共に優秀技術の普及徹底を圖ること

- 二、新農村の建設(一)地方別地帯別に適正なる經營形態の專業農家を中心とせる農村計畫を確立すること(二)分村計畫は母村の農地關係の改善調整に資すると共に内地開發、滿洲開拓の促進を圖り得る如くこれを畫定實行すること(三)農地の擴張改良水利の改